

千葉市国民健康保険運営協議会における 会長及び会長代理の選任について

委員改選後、初回の協議会となることから、国民健康保険法施行令第5条及び千葉市国民健康保険条例施行規則第7条の規定に基づき、会長及び会長代理の選任をお願いするものです。

(参考)

【国民健康保険法施行令（抜粋）】

(会長)

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

【千葉市国民健康保険条例施行規則（抜粋）】

(会長)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

規定では「公益を代表する委員」のうちから選任するとされているため、候補者は公益代表委員の5名となります。

公益代表委員一覧

氏名	職名等	就任年月日	備考
松浦 良恵	千葉商工会議所常務理事	R6. 7. 1	新任
水谷 洋子	千葉市民生委員児童委員協議会 副会長	R6. 7. 1	新任
鳩川 進一	千葉市保健医療事業団 常務理事兼事務局長	R5. 4. 1	再任
渋谷 哲	淑徳大学総合福祉学部 教授	H28. 7. 1	再任 【前期会長】
木内 千晶	千葉県立保健医療大学 教授	R6. 7. 1	新任